

損害賠償専決処分について

令和6年5月2日未明に、吉井貝塚の敷地内において倒木があり、市道を挟んだ向かいの住宅に植えられていた果樹を破損させた事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により次回市議会定例会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内 容
市内個人	住宅に植えられていた果樹を破損させたことについて、損害賠償として、104,830円を支払った。

◎吉井貝塚内樹木の倒木による物損事故について

【生涯学習課】

1 発生日時

令和6年5月1日（水）夜から2日（木）未明

2 発生場所

吉井貝塚の市道を挟んだ向かいの住宅

3 被害状況について

5月1日（水）から2日（木）未明にかけての風雨により、吉井貝塚法面の樹木が根本から倒れ、市道を塞ぐとともに、市道を越えて住宅敷地内に植えられていた果樹を破損しました。

4 事故後の対応

被害のあった住宅の所有者から連絡を受け、生涯学習課職員が5月2日（木）午前10時頃現地へ急行し、被害状況を確認し、その場で謝罪しました。

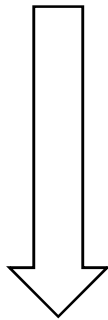
また、造園業者に依頼し、同日午後から市道および住宅敷地内の倒木除去作業を行い、法面の安全確認をしたうえで、同日午後5時頃には市道の通行を再開しました。

本事故による果樹の損害賠償について、令和6年7月10日（水）に相手方と示談し、損害賠償として104,830円を支払いました。

6 再発防止について

吉井貝塚外周の樹木について、同様の危険性がないか、点検を実施し、危険な樹木について伐採等の対応を行う予定です。

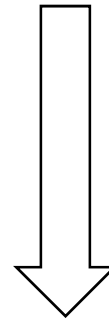
倒木除去作業前（住宅敷地内）



倒木除去作業後（住宅敷地内）



倒木除去作業前（市道）



倒木除去作業後（市道）

